

## 米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

6月4日午後11時40分頃、嘉手納町水釜の国道58号にて、酒に酔った状態で車を運転し対向車線を逆走させ、2台の車と衝突し男女2人に骨折などの重軽傷を負わせたとして、道路交通法違反（酒酔運転）の疑いで米軍嘉手納基地所属の米海軍兵二等兵曹が嘉手納警察署に現行犯逮捕される事件が発生した。同署によると、容疑者の呼気からは基準値のおよそ6倍のアルコールが検知されたとのことである。

米軍属による女性遺体遺棄事件を受けて、在沖米軍は再発防止や綱紀粛正の徹底を表明し、県内全ての軍人・軍属に対し5月27日から基地外での飲酒、深夜外出、祝宴などを30日間禁止する措置を取った矢先の事件であり、沖縄県民にあたえた衝撃、喪失感は言葉では言い表すことはできない。また、県民を軽視、愚弄するものであり強く抗議する。

嘉手納町議会は、在沖米軍人・軍属による度重なる事件、事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、一向に改善されない現状に強い怒りを覚えるものである。

日米両政府は、こうした事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底すること。
3. 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月10日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

## 米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

6月4日午後11時40分頃、嘉手納町水釜の国道58号にて、酒に酔った状態で車を運転し対向車線を逆走させ、2台の車と衝突し男女2人に骨折などの重軽傷を負わせたとして、道路交通法違反（酒酔運転）の疑いで米軍嘉手納基地所属の米海軍兵二等兵曹が嘉手納警察署に現行犯逮捕される事件が発生した。同署によると、容疑者の呼気からは基準値のおよそ6倍のアルコールが検知されたとのことである。

米軍属による女性遺体遺棄事件を受けて、在沖米軍は再発防止や綱紀粛正の徹底を表明し、県内全ての軍人・軍属に対し5月27日から基地外での飲酒、深夜外出、祝宴などを30日間禁止する措置を取った矢先の事件であり、沖縄県民にあたえた衝撃、喪失感は言葉では言い表すことはできない。また、県民を軽視、愚弄するものであり強く抗議する。

嘉手納町議会は、在沖米軍人・軍属による度重なる事件、事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、一向に改善されない現状に強い怒りを覚えるものである。

日米両政府は、こうした事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底すること。
3. 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成28年6月10日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米海軍司令官  
在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米海軍艦隊活動司令官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長